

狂犬病予防注射事故等に関する補償・見舞金細則

第 1 条 補償等の対象

1. 本会小動物部会員及び部会員の診療施設に勤務する小動物部会 C 会員が実施した狂犬病予防接種による事故等を対象とする。
2. 補償等の対象は、「集合注射」にあつては三重県獣医師会を通じて購入、使用したワクチンによる事故及び会員の身体的被害（咬傷、交通事故、感染症等）とし、「個別注射」にあつては部会員が使用したワクチンによる事故とする。
3. 事故については、予防接種後 3 日以内に発症または死亡した事例を対象とする。また、会員の所属支部外の「集合注射」参加については、所定の交通費等を支給する。

第 2 条 事故補償金支払い額

1. 総額 20 万円未満の補償金については、狂犬病予防委員会（以下「委員会」という。）で協議、承認後、速やかに支払うものとする。また、総額 20 万円を超過する事例については、理事会の協議、承認を必要とする。訴訟事例については、理事会および弁護士に諮問し支払うものとする。
2. 集合注射時に発生した事故については、全額補償するものとする。
3. 個別注射時に発生した事故については、接種後 3 日以内に来院した死亡または重症例を対象とし、補償金の上限を 20 万円、免責額を 3 万円とする。但し、自院での治療に要した経費については、補償金対象から除外する。
4. 死亡時、飼い主に対し支払う見舞金は、上限を 3 万円とする。
5. 会員の身体的被害により、2 日間以上診療所を休業した場合の見舞金は、20 万円とする。

第 3 条 事故補償金等支払いに関する申請書類

申請書類として、以下のものの提出を求める。

1. 事故報告書
2. 診療明細書(集合注射事故のみ)
3. 補償金請求書（レセプト）。他院にて診療の場合は、診療内容及び領収証(コピー可)を添付する。ただし、見舞金の請求については、領収証は不要とし、会員への見舞金は、集合注射時に身体的被害を受けたとする合理的な申告書

第 4 条 事故補償金等支払いに関する承認、決定方法

1. 委員会で、委員長及び当該支部役員を除く過半数の承認により、補償金の支払いが決定される。
2. 承認の賛否が同数の場合は、委員長が決裁する。
3. 総額 20 万円を超過する事例については、委員会の意見を集約し、理事会に上程する。

第 5 条 改廃

本細則の改廃については、委員長の提案により理事会において議決する。

附 則

1. この細則は平成25年2月21日から施行する。
2. この細則は平成26年12月18日から施行する。
3. この細則は平成30年度総会の日から施行する。
4. この細則は令和3年4月1日から施行する。